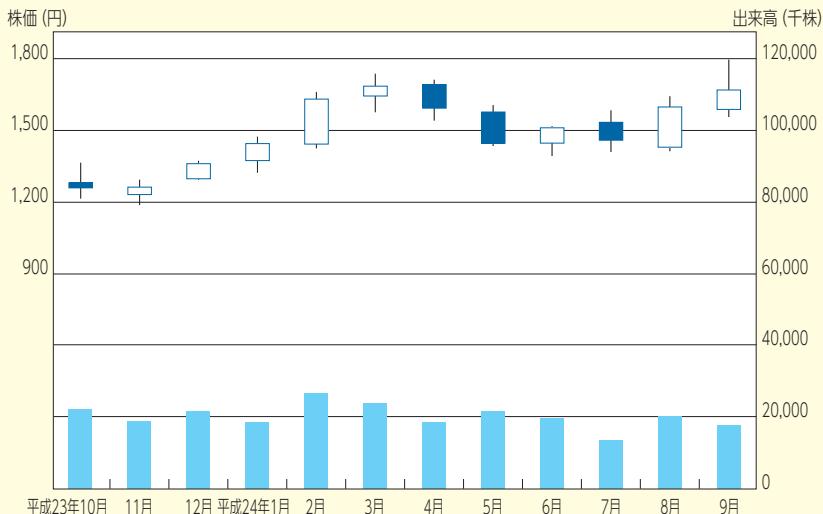


概要 (平成24年9月30日現在)

商号 豊田通商株式会社
(TOYOTA TSUSHO CORPORATION)
設立 昭和23(1948)年7月1日
資本金 64,936百万円
従業員数 3,655名
(出向者含む、受入出向者除く)

株価／出来高 (平成23年10月1日から平成24年9月30日まで)



株式の状況 (平成24年9月30日現在)

株式の総数 発行可能株式総数 1,000,000,000株
発行済株式総数 354,056,516株
株主数 60,520名

大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数 (千株)	所有株式比率 (%)
トヨタ自動車株式会社	76,368	21.80
株式会社豊田自動織機	39,365	11.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	18,770	5.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	13,421	3.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	8,098	2.31
三井住友海上火災保険株式会社	6,000	1.71
株式会社三井住友銀行	4,249	1.21
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,087	1.17
日本生命保険相互会社	4,057	1.16
東京海上日動火災保険株式会社	4,049	1.16

(注) 所有株式比率は、自己株式数3,760,441株を控除して計算しております。

予想および見通しに関して

この中間報告書には、当社の将来についての計画や戦略、業績等に関する予想および見通しの記述が含まれています。これらの記述は過去の事実ではなく、当社が現時点で把握可能な情報から判断した仮定および所信に基づく見込みです。これらの見込みは、経済動向、為替レート、法律、規制、政治情勢等にかかわるリスクや不確実性を含んでいます。それゆえ実際の成果や業績、実績などは記載の見込みとは大きく異なることがあります。

株主・投資家の皆様には、これらの情報に全面的に依拠されて判断されることのないよう、お願い申し上げます。

本誌の内容に関するお問い合わせ、ご意見やご感想などは
豊田通商株式会社

財務部 IR室 電話 (03) 4306-8201
までお寄せください。

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日	(ご注意)
期末配当金受領株主確定日	3月31日	1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
中間配当金受領株主確定日	9月30日	2. 特別口座に口座をお持ちの株主様の各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取り扱いいたします。
定時株主総会	毎年6月	3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社	4. 当社が平成22年8月31日付にて株式交換により完全子会社化した(旧)株式会社ビスケーホールディングスの株式((現)当社株式)を特別口座にてご所有の株主様につきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっております。
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711 (通話料無料、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)	連絡先: みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL 0120-288-324 (通話料無料、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)
上場証券取引所	東京・名古屋の各証券取引所	
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.toyota-tsusho.com/ir/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)	

「復興特別所得税」に関するご案内

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)の施行に伴い、平成25年1月1日以降に支払われる上場株式等の配当等に係る所得税に対し、以下のとおり追加課税されることとなりますので、ご案内いたします。

上場株式等の配当等に係る所得税に対し、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、復興特別所得税として所得税額×2.1%が追加課税されることとなります。

平成25年1月1日以降に支払われる上場株式等の配当等に係る源泉徴収率は以下のとおりとなります。

	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日から
所 得 税	7%	7%	15% (※)	15%
復 興 特 別 所 得 税	-	0.147%	0.315%	-
住 民 税	3%	3%	5% (※)	5%
合 計	10%	10.147%	20.315%	20%

(※)証券税制における軽減税率の適用終了による税率の変更です。

○源泉徴収が行われる場合の税率です。ただし、内国法人の場合は住民税が徴収されません。

○本ご案内は、上場株式等の配当等に係る復興特別所得税について、一般的な情報をご提供するために作成されたものであり、本ご案内の内容が当てはまらない場合もございます。詳細につきましては、最寄の税務署、税理士等にお問い合わせください。

○本ご案内は平成24年8月時点の情報をもとに作成しております。

 TOYOTA TSUSHO CORPORATION

〒450-8575 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 センチュリー豊田ビル
ホームページ <http://www.toyota-tsusho.com>

 UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

 ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
www.fsc.org FSC® C013080

 VEGETABLE
OIL INK